



生徒のみなさんへ

セクシュアル・ハラスメントを 許さない学校に

学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは

学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは「相手の意に反した性的な発言やふるまいによって、周囲に不快感を与えること」で、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させます。

具体的な例をあげてみました。みなさんも考えてください。

事例 1

担任のA先生は、女子生徒のBさんに対して、掃除の時間に「女の子なんだからしっかり掃除をしろよ。」とよく言います。また、廊下で会っても「足が白い」など、身体のことを話題にしたり、「元気か」と言いながら、肩を触ります。

今朝も、会ったときに「おはよう」と言いながら、背中を触ったので、許せないと思って、怒ったら「ゴメン！ゴメン！セクハラと違うで」と笑いながら言いました。

Bさんは、先生に会うのが嫌になってきています。

事例 2

女子生徒のBさんとCさんが、A先生に呼ばれて職員室に入ったところ、A先生の机のコンピュータの待受画面に、水着の女性の写真が使われていました。

二人は、「いやらしい、いやだなあ」と思いました。

事例 3

A先生は、女子運動部の顧問です。活動中にBさんがひざを痛めてから、毎日の活動後にBさんと呼んで足のマッサージをしてくれるようになりました。先生はマッサージしながら、「付き合ってる人とかいるの？相談に乗ってあげるよ。」など話します。部活は続けたいけれど、マッサージされるのがいやで、どうしたらよいかかわからず、食事ものどを通りません。

いつでも なんでも
気軽に 話してね

プライバシーは守ります

大阪府教育センター『すこやか教育相談』

TEL 06-6607-7361

(電話受付時間 月～金9:30～17:30)

Fax 06-6607-9826

Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

※ スクール・セクシュアル・ハラスメントの相談は相談者と同性の専門相談員が応じます

子ども家庭相談室

(「被害者救済システム」民間支援機関)

TEL(子ども専用無料)0120-928-707

(保護者等)06-4394-8754

電話受付時間 月・火・木(祝日を除く)

午前10時～午後8時

